

令和元年度答申第23号
令和元年7月3日

諮問番号 平成31年度諮問第8号（平成31年4月26日諮問）
審査庁 経済産業大臣
事件名 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定取消処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件は、経済産業大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）から平成28年12月1日付けで平成28年法律第59号による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「旧法」という。）に基づく別紙設備認定目録記載の14の太陽光発電設備（以下「本件各設備」という。）を用いる発電の認定（以下「本件各認定」という。）を取り消す処分（以下「本件各取消処分」という。）を受けた審査請求人が、本件各取消処分は事実誤認によるものであるし、また、手続的な瑕疵がある旨主張して、その取消しを求めて審査請求をした事案である。

2 法令の定め

（1）再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定

ア 旧法6条1項は、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、①「当該再生可能エネルギー発電設備について、調達期間にわたり安定的かつ効率的に再生可

能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合すること」（同項1号）、②「その発電の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること」（同項2号）のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる旨を定める。

旧法6条2項は、経済産業大臣は、同条1項の認定の申請に係る発電が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする旨を定める。

イ 平成28年経済産業省令第84号による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「旧規則」という。）8条1項2号は、旧法6条1項1号の「経済産業省令で定める基準」の一として、「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所及び当該設備の仕様が決定していること」を掲げる。

(2) 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の取消し

旧法6条6項は、経済産業大臣は、同条1項の認定に係る発電が同項各号のいずれかに適合しなくなると認めるときは、当該認定を取り消すことができる旨を定める。

(3) 報告徴収

旧法40条1項本文は、経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定発電設備（旧法6条1項の認定に係る発電に係る再生可能エネルギー発電設備）を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、又は供給しようとする者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせること（以下「報告徴収」という。）ができる旨を定める。

3 前提となる事実等

(1) 審査請求人は、処分庁に対し、本件各設備を用いる発電について、旧法6条2項に基づく認定の申請（以下「本件各申請」という。）をして、平成26年2月14日付けで、各認定（本件各認定）を受けた。

(2) 処分庁は、平成28年1月8日付けで、審査請求人に対し、旧法40条1項に基づき、本件各設備について設置する場所及び仕様それぞれの決定を確認するための報告徴収（報告方法は報告書及び証拠書類の提出により、これらの提出期限を平成28年4月28日とするもの。以下「本件報告徴

取」という。)を行う旨の決定をしたが、上記提出期限までに、審査請求人から報告書等の提出を受けることはなかった。

- (3) 処分庁は、本件各認定の取消処分を行うことを予定して聴聞を行うこととし(以下、これを「本件聴聞」という。)、聴聞期日を平成28年11月17日と指定したが、審査請求人は、同期日に出頭せず、陳述書又は証拠書類等を提出しなかった。そこで、処分庁は、かかる不出頭等に正当な理由がないとして、行政手続法(平成5年法律第88号)23条1項に基づき、本件聴聞を終結した。
- (4) 処分庁は、平成28年12月1日付けで、「認定に係る再生可能エネルギー発電設備について、①当該設備を設置する場所について、土地の取得、賃貸等により決定していることが確認できないこと、かつ、②当該設備の仕様について、発注請書、契約等により決定していることが確認できないことによる…(注・旧規則)第8条第1項第2号の認定基準への不適合」との理由により、旧法6条6項に基づき、本件各認定を取り消す旨の処分(本件各取消処分)をした。
- (5) 審査請求人は、平成29年11月中旬頃、本件各取消処分に係る通知書を手交された。
- (6) 審査請求人は、平成29年11月27日、審査庁に対し、本件各取消処分の取消しを求めて、本件審査請求をした。
- (7) 審査庁は、平成31年4月26日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

以上の事実等は、諮問書、諮問説明書、審査請求書、弁明書、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく報告の徴収について、聴聞通知書、聴聞調書及び報告書、10kW以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書写し14通、並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第6項に基づく認定の取消しについてから認められる。

4 審査請求人の主張

- (1) 本件各取消処分の理由は、①本件各設備を設置する場所について、土地の取得、賃貸等により決定していることが確認できないこと、かつ、②本件各設備の仕様について、発注請書、契約等により決定していることが確認できないことによる、旧規則8条1項2号の認定基準への不適合であるところ、①について、審査請求人は土地の有効な占有権原を取得していた

し、②についても、P社に対する注文書にあるとおり設備の仕様は決定していたから、本件各取消処分には事実誤認がある。

(2) 審査請求人は、本件聴聞の通知を受けていない。

すなわち、聴聞通知書の送付先とされた住所（A町B地a番b号。以下「A町B地の住所」という。）は、審査請求人代表者の住所（AB地c丁目a番b号。以下「AB地の住所」という。）と異なっている。処分庁は、審査請求人代表者の住所地を誤って把握していた可能性があり（なお、「A町B地」は、「AB地c丁目」の北東方向に実在する別の地名である。）、処分庁のシステムにA町B地の住所が登録されているとすると、かかる登録は処分庁においてされた可能性がある。

また、処分庁が、聴聞通知書が到達したと主張する平成28年10月26日頃、審査請求人代表者は、C地震のため、家族とともに避難中であり、AB地の住所にも居住していなかった。処分庁は、聴聞通知書については書留郵便で送付した旨主張するが、書留郵便は配達に当たって厳密な本人確認をするわけではなく、仮に、AB地の住所に配達されていたとしても、誰が受領したのか審査請求人代表者には見当がつかない。

(3) 以上から、本件各取消処分は取り消されるべきである。

第2 諮問に係る審査庁の判断

諮問に係る審査庁の判断は審理員の意見と同旨であり、その要旨は以下のとおりである。

- 1 本件各取消処分に違法性・不当性がないというためには、
 - ① 本件各設備について旧規則8条1項2号の基準への不適合があるという処分庁の判断が、適切なものと認められること
 - ② 審査請求人に対する行政手続法15条1項に基づく本件聴聞の通知が瑕疵なく適切に行われたこと
 - ③ 審査請求人が本件聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書及び証拠書類等を提出しなかったことについて、「正当な理由」が認められないとして、本件聴聞が終結されたことが適切なものと認められることの3点が充足される必要がある。

2 上記①の点について

処分庁は、本件各設備が旧規則8条1項2号の基準に適合しているかを確認するため、本件報告徴収を発出したが、審査請求人からは、報告書及び証拠書類の提出がなかった。また、審査請求人は、本件聴聞の期日に出頭せず、

かつ、陳述書及び証拠書類等の提出をしなかった。処分庁は、本件各設備が上記の基準に適合していることを証する書類等を保有しておらず、本件各設備が同基準に適合していないものと判断したことは適切である。

3 上記②の点について

処分庁は、聴聞通知書をA町B地の住所に送付して、審査請求人に本件聴聞の通知をしたと主張するのに対し、審査請求人は、同通知書を受領していないと主張しているが、審査請求人（代表者又は代理人）は、本件各申請（電子申請）の際にA町B地の住所を登録しており、その後変更しておらず、また、処分庁において、転記その他の変更も行われていない。したがって、処分庁がA町B地の住所に聴聞通知書を送ったことが本件聴聞の通知の瑕疵に当たるとはいえない。

なお、審査請求人はC地震で被災中のため、AB地の住所に居住していなかった旨を主張するが、上記のとおり、聴聞通知書の送付先は、審査請求人の登録により、A町B地の住所とされていたから、仮に審査請求人がC地震による被災中でなかったとしても、審査請求人が確実に聴聞通知書を受け取ることができたとは考えられない。したがって、C地震による被災中であることをもって聴聞通知書を受け取ることができなかった理由とすることはできず、これによって処分庁の通知が適切でなかった、又は瑕疵があるとすることもできない。

4 上記③の点について

審査請求人は、聴聞通知書を受領していない旨主張しており、これが審査請求人の不作為（本件聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書及び証拠書類等を提出しなかったこと）の正当な理由といえるかが問題となる。

しかし、上記のとおり、聴聞通知書がA町B地の住所に送付されたのは、審査請求人が本件各申請において、同住所を登録したことによるのであり、審査請求人の側の責に帰すべきものである。このような場合に審査請求人が聴聞通知書を受け取っていないことは、本件聴聞に係る審査請求人の不作為に関する正当な理由に当たると解するべきではない。したがって、行政手続法23条1項に基づく本件聴聞の終結は適法であったものと認められる。

5 以上によれば、本件各取消処分には違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

当審査会は、平成31年4月26日に審査庁から諮問を受けた。その後、当

審査会は令和元年5月17日、同年6月14日、同月21日及び同月25日の計4回の調査審議を行った。

なお、審査庁から、令和元年5月15日、同年6月7日及び同月13日、主張書面（諮問説明書の補充書を含む。）及び資料（同月13日は資料のみ）の提出を受け、審査請求人から、同年5月29日、同年6月10日、同月11日及び同月12日、主張書面（同月10日）又は資料（その余の日付）の提出を受けた。

1 審理員の審理手続について

一件記録によれば、本件審査請求に関する審理員の審理の経過は以下のとおりである。

(1) 審理員の指名

審査庁は、平成30年2月15日、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部政策課省エネルギー・新エネルギー専門官であるQを指名し、同日付けで、その旨を審査請求人及び処分庁に通知した。

(2) 審理手続

ア 審理員は、平成30年2月28日、処分庁に対し、審査請求書の副本を送付するとともに、同年3月22日までに弁明書を提出するよう求めた。

イ 処分庁は、平成30年3月22日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。審理員は、同月23日付けで、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書を提出する場合には同年4月13日までに提出するよう求めた。

ウ 審査請求人は、平成30年4月11日付けで、審理員に対し、反論書を提出した。

エ 審理員は、平成30年6月4日付けで、処分庁及び審査請求人に対し、物件の提出を求めた。処分庁及び審査請求人は、いずれも同月15日付けで、物件提出依頼回答書及び物件を提出した。

オ 審査請求人は、平成30年7月3日付けで、審理員に対し、物件の閲覧・写しの交付請求書を提出した。審理員は、同月5日付けで、審査請求人に対し、物件の閲覧及び写し等の交付を認める旨の通知を発出した。

カ 審理員は、平成30年8月8日付けで、処分庁に対し、質問書を送付した。処分庁は、同月9日付けで、回答書を提出した。

キ 審理員は、平成30年8月13日付けで、審査請求人に対し、質問書を送付した。審査請求人は、同月19日付けで回答書を提出した。

ク 審理員は、平成30年9月18日付けで、審理関係人に対し、審理を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月28日である旨を通知した。

ケ 審理員は、平成30年9月28日付けで、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を提出した。

以上の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない（ただし、審査庁が、審理員意見書等の提出を受けてから本件諮問をするまでに約7か月を要したのは、迅速な手続（行政不服審査法（平成26年法律第68号）1条1項参照）の観点からして問題であり、改善が図られなければならないものと思料する。）。

2 本件各取消処分の適法性及び妥当性について

(1) 上記前提となる事実等（第1の3）及び各項末尾掲記の資料等によれば、本件各申請から本件各取消処分に至る経過等について、以下の事実が認められる。

ア 審査請求人は、50kW未満の太陽光発電設備の認定申請に係る「再生可能エネルギー入力支援システム」を利用して、自身でパソコン端末から所定の申請情報を入力、登録する電子申請の方法により、本件各申請をしたところ、その際、誤って、登録者又は設置者の住所として、A町B地の住所を登録した。

なお、審査請求人は、A町B地の住所の登録は処分庁がした可能性があるなどと主張するが、現に、システム上にA町B地の住所が登録されていること、処分庁において、登録情報を改変すべき事情、動機があるとは考え難いことからすれば、上記システムにおける住所の入力は、郵便番号を入力すればその一部が自動的に表示されるもので、通常、上記のような誤りが生じるとは考え難いことを考慮しても、審査請求人の上記主張を採用することはできず、A町B地の住所の登録は、審査請求人が誤ってしたものと認定せざるを得ない。

（反論書、審査請求人の住所地に係るシステム記録、システム上に記録されている申請情報、質問書の送付について、回答書（処分庁作成）、審査庁主張書面、再生可能エネルギー入力支援システム操作マニュアル）

イ 審査請求人は、平成26年2月14日付け認定通知書（「10kW以

上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」) を自身のパソコン端末から印刷出力して、本件各認定の通知を受けた。

(10kW以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書写し14通)

ウ 処分庁は、平成28年1月8日頃、本件報告徴収の通知書(同日付け)を、A町B地の住所宛てに発送したが、これが不達等により返送されることはなかった。

(審査庁主張書面)

エ 審査請求人は、本件報告徴収に係る報告書及び証拠書類の提出期限とされた平成28年4月28日までに、これらを提出しなかった。

オ 処分庁は、平成28年10月25日、本件聴聞の通知書(同月24日付け)をA町B地の住所宛てに簡易書留で発送し、その後、同月26日に配達された旨の確認をした。

(聴聞通知書に係る書留・配達記録郵便物受領証及び郵便局のウェブサイト上の配達状況検索結果)

カ 審査請求人は、平成28年11月17日、本件聴聞の期日に出頭せず、また、それまでに陳述書又は証拠書類等も提出しなかった。処分庁は、かかる不出頭等につき正当な理由がないとして、行政手続法23条1項に基づき、本件聴聞を終結した。

キ 処分庁は、平成28年12月1日付けで、本件各取消処分をした。

(2) 審査庁は、処分庁が旧法6条6項所定の要件を充足する(本件各設備について旧規則8条1項2号所定の要件を充足しない)と判断したのは、審査請求人が報告徴収に応じず、聴聞にも出頭等しなかったことからやむを得ないものであったとする。

この点、旧法6条6項は、「経済産業大臣は、第1項の認定に係る発電が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。」と定めており、旧規則8条1項2号は、「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所及び当該設備の仕様が決定していること。」を掲げるのみであって、その認定、評価(いかなる手続や資料により、どのように期限を設定してこれらを認定、評価するか)に関しては、処分庁の裁量判断の余地が認められているものと解される。

そうしたところ、上記(1)の認定事実に加え、

① 本件各申請及び本件各認定の当時、400kW以下の設備の認定申請

以外の申請の際には、上記の各要件について裏付けとなる資料の添付までは厳格に要求することはしないという運用がされており、認定後、処分庁において上記各要件の確認の必要が生じた場合の資料の収集等の調査は、旧法40条1項に基づく報告徴収及び認定取消処分に係る聴聞によるほかなかったこと、

(平成25年3月当時の審査庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」の認定手続に関する部分の写し、再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック(平成26年度版)9頁から10頁までの部分の写し、再生可能エネルギー入力支援システム操作マニュアル)

- ② 処分庁は、報告徴収に係る報告書、証拠書類の提出に相当の期限を定めた上で、上記各要件のうち、「設置する場所」については、当該土地等の登記簿謄本の写し等(所有権、地上権の登記済みの場合)又は当該土地等の登記簿謄本の写し及び地上権等の設定契約書等(それ以外の場合)により、「設備の使用」については、調達等に係る契約書、又は注文書及び注文請書により確認することとしたものであり、大量処理の必要からしても、このことには相応の合理性があること、

(審査庁主張書面、報告要領)

- ③ 上記(1)アの認定のとおり、本件報告徴収の通知書及び本件聴聞の通知書が送付されたA町B地の住所は、審査請求人自身が本件各申請時に登録したものであって、これを誤ったのは専ら審査請求人の不注意によること、本件全資料によっても、A町B地の住所が誤って登録されたものであることをうかがわせる事情は認められないこと、

以上の点を総合すると、処分庁は、本件各取消処分に際して、上記の裁量判断として合理的であり、必要かつ適切と考えられる手続、調査を尽くした上で、旧法6条6項所定の本件各取消処分の要件を充足する(本件各設備について旧規則8条1項2号所定の要件を充足しない)との判断をしたものと認められる。

そうすると、審査請求人が、平成26年2月28日、Rとの間で、本件各設備の所有・設置のため、同人所有のC県内6筆の土地の地上権設定契約を締結し、同年3月20日、P社に対し、「ソーラーモジュール」2,640単位(単価2万4000円、合計6336万円(税込み6522万8000円))の注文をしており、本件審査請求に至って、これらの事実の裏付けとなる資料を提出しているとしても(なお、審査請求人の提出資

料には、上記②掲記の当該土地の登記簿謄本及び注文請書が含まれていない。) 、これをもって本件各取消処分が事実誤認による違法なものであるというのは相当ではない。処分庁が、審査請求人が報告徴収に応答しなかったとして、それ以上の調査等を行うことなく、本件各設備が旧規則8条1項2号所定の基準に「適合しなくなったと認め」た(旧法6条6項)ことはやむを得ず、これが違法又は不当であるとはいえない。

- (3) 審査請求人は、本件聴聞の通知を受けていない旨主張することから、その手続に瑕疵があるかどうかについて検討する。

上記のとおり、本件聴聞の通知書の送付先であるA町B地の住所は、本件各申請の際に審査請求人自身が登録したものであり、登録を誤ったのは専ら審査請求人の不注意によるものと考えられること、処分庁は、同通知書の配達確認までしていたこと、聴聞手続に先立つ本件報告徴収の通知もA町B地の住所宛てに送付したが、不達等による返送を受けることもなかったなど、それまでに登録の誤りをうかがわせるような事情は認められないことからすれば、本件聴聞の通知に瑕疵があるとは認められず、処分庁が、審査請求人の不出頭に「正当な理由」(行政手続法23条1項)がないものと認めて本件聴聞を終結したこともやむを得ないものというのが相当である。したがって、本件聴聞の手続について、本件各取消処分の取消事由となるべき瑕疵があるとは認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件各取消処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚		誠
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹

設備認定目録（省略）